

植民地台湾と朝鮮における監獄制度及び運用実態

林政佑

本論文は、日本帝国による植民支配下の台湾と朝鮮における監獄の機能に関する法制及び運用実態を中心として、全容を具体的に明らかにすることを目的としている。本論文は植民地主義及び刑罰による暴力という二つの視点を総合的に捉え、以下の問題を提起する：日本帝国下における台湾及び朝鮮の監獄を取り上げ、日本帝国の監獄法制がどのような仕組みのものだったのか、それが収容者にどのような規律を求め、収容者にはどのように受けとめられていたのか。そして、それぞれが植民地台湾と朝鮮でどのような異同を示しているのか。これらを明らかにすることで、東アジア近代法制史の新たな地平を拓きたい。

本論文は法社会史及び帝国史の研究視座をもって、教誨、監獄作業、看守及び思想犯に対する法の適用等の研究課題について、植民地主義と近代的刑罰との二つの軸を駆使し、法制に関わる言説及び実践次元について考察し、植民地台湾と朝鮮の「強制的ネットワーク」を明らかにしている。

第一章について。まず、監獄教誨に関する法制を概観すると、植民地の台湾と朝鮮では、日本内地の監獄法を依用して定められ、施行されていった。しかし、昭和期の教育刑の現れと見なされる行刑累進処遇制度は、先に日本内地で施行され、朝鮮では、日本内地の行刑累進処遇制に基づいて、修正・制定して、施行された。台湾では、日本統治時代の終わりまで他の科学と連携する必要がない階級処遇制を続けていた。このように法制の差異を見ると、植民地の台湾の教誨に関する法制は日本内地と朝鮮に比べて、制度に落差が存在していたことがわかる。落差の理由は当時の階級累進制の充分さ、台湾受刑者に対する眼差し、及び法務課の貧弱さと関係していると推測する。教誨師の構成は日本内地と同様に、植民地朝鮮と台湾で、浄土真宗が独占した。だが詳細に見ると、朝鮮の教誨師の宗派は、浄土真宗の大谷派と本願寺派が多かった。これに対して、台湾の教誨師は浄土真宗の本願寺派が大多数であった。この体制から見ると、受刑者の信仰的自由に対する保障は充分ではないと考えられる。次に、言説面を見ると、教誨に関する知識は国家神道及び浄土真宗に基づく道德教育が主流であった。大正末期から、科学的論拠に基づく教誨が一層強調されてきた。これに応じ、他の科学知識に依存する行刑累進処遇制度も現れた。

最後に、教化の実践面について、植民地の教誨は言葉の壁、現地の宗教の不導入等により、挫折することもあった。さらに、戦争期における皇民化の教誨は、戦争に唱和した面も垣間見せる。植民地の受刑者側から監獄教誨制度に対する意識を検討すると、教誨に対する多様な体験が存在していたことが明らかになった。帝国に従順な形で自分を改善する意識があり、従順と引き換えに自分の処遇を緩和したい意識もあり、反対に、教誨に対し嫌悪の意識も存在していた。つまり、日本帝国からの国家神道、仏教と互いに交錯し形成するヘゲモニーは全ての収容者の心に浸透したわけではない。国民統合の役割を担う教誨師達は、言葉の

壁・人手不足・事務煩瑣・財政都合等に突き当たり、また一部の教誨師達の収容者に対するオリエンタリズムの眼差しも加えつつ、植民地の事情に合わせて、様々に調整し対応していた。確実に帝国のヘゲモニーを収容者に浸透させられたのか、疑いが生じる。刑務所の教誨師を含めた刑務官達は、主観的・客観的条件により、刑務所内で帝国のヘゲモニーを徹底することはできなかった。いわゆる、ヘゲモニー層と国家の措置との間の落差が存在する。よって、収容者は必ずしも Foucault が描くような従順な臣民とならなかった。これに対し、西川長夫の提示する国民統合の図式においては、国家統合の装置の次元に存在するアクター及び政治経済学的諸要因により相剋或は矛盾が生み出されることがあるとされる。更に敷衍して、このような矛盾と相克の狭間で、植民地民衆の主体性が窺えるのではないかと考える。

第二章では植民地台湾の監獄作業の制度及び実態を明らかにした。日本植民地統治を介し、近代的自由刑という制度が台湾に導入されていった。制度面からみれば、台湾では、主に日本内地の監獄作業に準拠して、それらの制度が制定・施行されたが、日本内地における一部の監獄での受刑者への職業訓練制度は、台湾では制定・施行されなかった。そして、監獄作業の運用実態について、三つの時期に分けて考察した。まず、1895年から1903年の第一期は新型監獄完成までの期間で、在監者の労働力を新型監獄の施設に投入しながら、旧有の監獄空間の制限の下で不就役・「経理作業」をさせていた。1904以後からの第二期を通じて、監獄作業にさらに金銭を注ぎ、台湾の土地状況に合う作業を模索しながら、監獄作業の制度と業種が定着していった。この時期に、植民地台湾の監獄作業は官司業が主要となっていき、作業時間の延長の動き、林投帽など好業績の業種により監獄作業の収入も大いに増加し、監獄の自給自足の方向に進んでいった。だが、植民地台湾の受刑者の賃金などは日本内地に比べて、はるかに安かったことからみると、明白な植民地主義の現れとも考えられる。一部の作業においては、確かに、当時の台湾農工産業が要求する技術と合致し受刑者の社会復帰を助けられる場合もあったが、経理作業など格下の業種に従事する受刑者も多かったため、社会復帰の促進効果は限られていたとも考えられる。戦時期以後は、内地と同じように、作業と軍需との繋がりが一層強化され、作業賞与金はさらに低下し、国防献金の寄付の要請もあり、労働時間も益々延長されていった。受刑者は戦争前より一層労働力及び賞与金が剥奪されていったのではないだろうか。戦時期における刑罰の力学は変調し、植民地主義と重層していったため、受刑者は帝国の駒となってしまった。既に監獄作業の本旨から外れていったと言える

第二章の実証的考察を踏まえると、植民地台湾の監獄作業の主要な目的は帝国の政策に合わせることであり、特に監獄実体の維持及び戦時期の軍需産業における例からもそのことはうかがえる。そして、台湾における監獄作業制度は内地を参照しつつ整備されたが、作業量や賃金などの面において、内地より受刑者の負担が大きく植民地主義の影が反映されていたとも言えるだろう。台湾における監獄の制度・実態には先行研究が指摘するように植民地主義のもたらした差別、負担などが見出せることは事実である。他方では、近代国家の統

治に伴う内地と共通した刑罰による力学が、多分に見出せることにも注意すべきだろう。これによって、先行研究が指摘している植民地台湾における刑事司法の高圧統治についてさらに見直す必要があるのではないかと考えている。

第三章は植民地朝鮮の監獄を考察する。ここで得られた知見は、以下のように整理できる。まず、旧韓末から近代監獄制度の整備に伴い、監獄作業も行われていた。しかし、財政難と設備の不足等の要因によって、運営上に困難が生まれていた。このような状況は明治初期の日本と似ていると考えられる。第二に、大韓帝国の監獄事務は日本帝国に支配されることになったが、設備の不足、財政困難の要因はまた続いたため、不就業人員の多さ、作業運営の支障等問題も生じた。朝鮮における監獄作業は台湾より受負（請負）業、構外作業をよく利用していた。本論文は先行研究と異なり、1930年代以前、構外作業は既に運用されていたという指摘をした。第三に、自給自足は監獄経済にとって、重要な目標であるが、朝鮮の監獄作業の自給率は日本内地、台湾より低かった。その原因は刑務所費の投入の低さと関係していたと考える。なぜ刑務所費の投入は低かったか、しかも、同じ植民地としての台湾の刑務所費は高かったのかという現象について、三つ地域の財政史と経済史に踏み込まないと、上手く説明し難いと思う。今後の課題としたい。第四に、満洲事変以後から、朝鮮監獄作業の政策は軍需産業への傾斜及び刑務統制の強化によって、戦時下の刑務行刑の誤用の種がまかれていった。

本章における発見からさらに敷衍して、法制と構造基盤の権力との関係について述べておく。本論文冒頭において法社会史の研究視座について、法制、言説及び運用実態三つの次元によって考察していくと提示したが、法制の運用実態は、実際には地域支配の構造基盤である権力と密接な関係がある。監獄の運営は朝鮮総督府の予算、民間業者との連携、同帝国の下での他の戦略と連結して、監獄行刑の方針等他の社会アクターとの関係に応じて調整・行使されていったと見られる。

監獄作業については、両植民地が進んだ道はかなり違っていた。台湾における監獄作業は官司業を強く主導としていた。一方、朝鮮における監獄作業は受負業が重要な役割を演じており、満洲事変以後、官用主義と中央の統制が一層強化された。このような差異を見ると、両植民地の監獄統制の特徴として台湾は中央からの統制色が濃いこと朝鮮は満洲事変以前、各監獄への委任及び統制色が薄く、満洲事変以後は軍需作業に呼応し、統制体制が強まっていったこと、さらに、日本内地と両植民地における監獄作業の成績に現れる自給率を比較すると、朝鮮は日本内地より低く、台湾は日本内地と拮抗したことがわかる。本論文ではこれが監獄への刑務所費の投入に関わっていると考えた。

第四章は看守について考察する。その検討を通じて、以下の点が明らかになった。まず、監獄看守という職は一連の制度整備及び関連する知識の受容を経て、確かに一定の専門職化を遂げ、職務の内容・責任も明確化された。しかし、看守戒護に関する知識の発展については、小河滋次郎がまとめた看守必携獄務提要を頂点とし、それ以後のさらなる進展は限定的であった。実践面については、人員・予算の不足等のなかで、看守訓練が徹底されないと

いう問題が生じた。また、朝鮮人看守に対する差別的待遇は植民地主義の存在を明確に示唆する。他方で本論文は、朝鮮における朝鮮人看守の暴力と内地における看守の暴力の比較検討を通じて、看守による暴力は旧慣のみに起因するものではなく、刑罰執行の権力を持つ者と受刑者との社会的距離にも起因するとした。刑罰そのものに内包され、合理性から逸脱した暴力の存在にも目が向けられねばならない。植民地主義の暴力と刑罰による暴力との重層性こそがとらえられねばならないだろう。看守のあり方が収容者の監獄体験と密接に関わる以上、植民地監獄の収容者にとって、果たして監獄は本当に近代化されていたのかという疑問が浮かび上がらざるをえない。恐らく、彼らは否定的な回答をすることが多かったことだろう。

最後に、治安維持法に違反した思想犯に関する判決の論理と、特別拘禁及び保護観察制度が設立される前の思想犯に関する処遇について分析した。まず、先行研究で検討されなかった台湾の治安維持法に関する判決と、そしてより多くの朝鮮における治安維持法に関する判決を合わせて検討した。1920年代末期、植民地の独立運動は国体の変革として論理形成された。また、1920年代中盤以後、思想犯の処遇は独居を中心に特殊化を試みる措置があったが、財政の負担がかさみ、近代懲役刑の理念との軋轢等の理由で全てが貫徹されるに至らず、監視された思想犯の境遇が垣間見られた。

両植民地の監獄行刑を比較すると、台湾と朝鮮の監獄法制について共通点は多数あったが、相違点も存在した。その相違点は何故に生み出されたのか。今後更に検証する余地があると思うが、本論文は幾つか可能性のある理由を指摘しておくにとどめる。

まず、台湾の監獄制度は統制色が濃く、朝鮮は1930年代以後から統制が一層強化され、その時期に朝鮮刑務所の制度は日本内地に近づいた。第二、教誨師の宗派の差異から見ると、経路依存性が現れてきた。台湾の教誨師の宗派は本願寺派に偏りがちであった。朝鮮は大谷派と本願寺派とも存在したという教誨師の雇用状況を顧みれば、植民地化される前既に、朝鮮において大谷派の僧侶が布教活動を行っていたという要因から、植民地化後このような経路を引き続き利用していたと言ってもよいであろう。つまり、既存の経路を用い、日本植民者への考慮も加えた植民地統治の一形態であったと言える。第三、台湾と朝鮮は植民地になった経緯が違ふ。前者は清帝国の戦敗の結果下関条約によって割譲され、後者は条約で日韓併合という名目により植民地となった。すなわち、朝鮮は元々独立運営の国として、日本が「指導者」の姿勢をもって朝鮮を植民地化していった。よって、植民地朝鮮における監獄の運営は旧来の大韓帝国の監獄体制を引き続くことになった。台湾は清帝国周辺部として、自ら国を運営する体制は整っていなかったという相違点が存在する。故に、このような経緯の違いによって、朝鮮と台湾の運営の相違が導かれたのであろう。第四、行刑に関する財政資源の獲得について、差が存在した。これは両植民地の犯罪状況、刑事政策、経済状況と関わっていたと考えられる。

以上の考察を踏まえ、西川長夫が提示した国民統合の仕組みについて、さらに補足したい。強制的ネットワークは国民統合の装置の一つと見られるが、その運営の仕組みの中では、本

論文が提示した法制、言説、実践という三次元に注意しなければならないと考える。三次元の互いの間では常に影響を与え合うが、ギャップも存在する。外国から伝来した法律や政策に関する言説は、日本自身の状況や条件に合わせて変わるのみならず、自らの法制も成立させていった。そして、民衆の身近な法実践は、社会の変動或いは行政等の諸原因によって、法制とのずれも生まれた可能もある。既に検討したように、強制的ネットワークの隙間に、イデオロギーの貫徹し難い面が指摘できる。施設整備の充分さあるいは行政事務の多寡などの要因によって、強制的ネットワークの隙間が生まれる。この隙間が存在しているからこそ、イデオロギーとのずれ或いは便宜的要素が生じたのであろう。これは決して構造面の責任回避ではなく、むしろ構造面とアクター面の責任をさらに明らかにする論点である。一方、法は植民地社会における上からの支配道具とされるだけではなかった。圧迫装置として以外にも、植民地社会の民衆の法に対する意識に、支配層への抵抗や秩序遵守等の意識も植え付けた。

本論文はできる限り、日本内地の監獄法制、言説及び実践の次元を包括的に参照した。日本内地の実践状況を考えると、確かに日本内地の監獄法制と言説面は両植民地より整っていたが、実践面については受刑者が監獄側からの暴力を受けたこともある。日本内地の法制を理念として参照するものの、日本内地の民衆生活に如何なる影響をあたえ、植民地社会の民衆との異同はどこにあるのか等は、十分に検討されてこなかったと考える。植民地法制史研究は日本内地法制を理念として固定するに止まるならば、実践状況と変遷には触れないことで、帝国下における民衆、植民地民衆を含む他者であるマイノリティーの顔を見逃す懸念が生じざるをえない。マイノリティーとは、例えば、本論文が取り上げた受刑者も含まれ、部落民、障害者、貧困者等の主流社会から排除、偏見を受け、認められない集団である。マイノリティー史の研究は近代日本史研究で注目されてきたが、これらの研究によって、近代日本における各種の装置や仕組みによるマイノリティーに対する差別、排除の実態を明らかにできる。これを基礎として、日本帝国の視野をもって、日本内地のマイノリティーと植民地社会のマイノリティーの間に、如何なる共通点、相違点及び交流があるのか、両集団を合わせて考えると、日本帝国はどのように境界線を引いたのか、その複雑性と交錯性をさらに解明する必要がある。このように、帝国に対する他者の顔と向き合うことを通じて、日本内地におけるマイノリティーの生活実態が把握できるのみならず、植民地におけるマイノリティーが社会排除、包摂と植民地主義等の境界線によってどのように働いていったのかも究明し得る上、近代東アジアにおける近代性や近代法の性質と特徴も明らかにできるだろう。

植民地台湾と朝鮮における監獄については、もし単なる法制の面から検討すれば、日本内地と同様の外見によって、人種や地域に対する差別的植民地主義はあまり見られないとも考えられる。従って、法制に関する言説及び運用実態も研究視野に入れる必要がある。さらに、法制、言説及び運用実態を合わせて検討したところ、教誨師のオリエンタリズム、植民地における作業賃金の少なさ、看守の暴力、独立運動への弾圧等を通じて、植民地主義が明

らかになった。異なる言葉での教化、異なる人種である看守等の植民地態勢によって、近代法の特徴としての近代監獄制度は劣ったものだったことも否めない。

一方、先行研究があまり検討しなかった近代的刑罰の働きは重要な軸の一つだと考える。本論文で提示したように近代的刑罰には、社会包摂及び社会排除という両面性がある。社会排除の面では日本内地であれ、植民地であれ、いずれも看守の暴力が存在したことによって、単に植民地の看守の暴力が植民地主義に起因するという解釈ではまだ不十分であり、刑罰による社会排除の働きも重要視されるべきであろう。植民地の刑罰は植民地主義及び近代的刑罰による社会排除との重層化である。反面、近代的刑罰に期待される社会的包摂という要素には、植民地主義との相克が存在している。

最後に、本論文は植民地近代性の論議について、いくつかの見解を呈したい。

まず、既存の植民地近代性を批判する研究で提示されているように、近代性の現われである措置の存在のみを見て、その植民地社会への影響面を見ていないという批判があった。単に装置を設置することで植民地における近代性を共有するという論理の流れが、推論の飛躍であることは否定できない。この提示を受け、本論文は行刑に関わる財政と人員等に触れて、これが監獄施設の整備の一面を示すものと考えた。この面は植民地の民衆との関係に密接に繋がっており、特に民衆の目からみると、植民地における監獄は近代性をもたらしたのかという意識が間違いなく関わっていたであろう。従って、もし近代性が「正」的もの或いは光をもたらすのみという説から考えると、日本内地も含め、植民地朝鮮と台湾における監獄が享有した近代性は明らかに限られていた。

次に、植民地近代性という概念は植民地性と近代性という二つの概念が重層化したものである。植民地性と暴力との関係にはよく言及されているが、近代性と暴力との関係にはあまり注意されてこなかったと考える。近代性から要求される近代法という視点で見れば、近代法の中に刑罰という正当化された暴力が内在する。もし、合理的制限を超える暴力が施されるならば、これは法外的暴力と言える。しかも、このような暴力は刑罰の名をもって、受刑者の身と心に振るわれる。本論文では、日本内地における監獄でも逸脱した暴力が収容者に振るわれたということを提示した。植民地監獄にもこのような暴力があった場合、単に植民地主義による暴力に還元し得ないと考える。

従って、近代性というものは全て「正」的な面とは言えないが、むしろ近代性の暴力は近代の多面性を示すものであろう。近代性に包括される構造的暴力があることを直視する必要がある。さらに敷衍すると、植民地法制史に関する研究で取り扱う近代性という概念に含まれる包摂性と排除性に配慮した上で、近代性は全て正的で光明に満ちたものばかりではなく、近代性の影も見べきだと考える。このような見解を基礎としつつも、直ちに近代性という概念を使うことに対して、本論文では懸念ももって論じてきた。まず、近代性という概念は従来、非常に抽象的であるのみならず、正的イメージしかもたないことも多いため、プラスチック・ワードになってしまう傾向があり、具体的歴史像を希薄化することが多い。筆者は、統治技術として、この制度が近代西洋から日本を経て、植民地に導入されたという

経緯において、法制、言説、実践という各次元を包括的に把握し、検討すべきであると考えている。このようなアプローチからの研究が蓄積されれば、植民地主義と近代性との関係はさらに解明できると確信する。